

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会会議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による通知を行った後に緊急に会議に付議すべき事件が生じたときは、同項の規定による通知を行うことなく、これを会議に付議することができる。

第十条から第十三条までを次のように改める。

第十条から第十三条まで 削除

第十七条第一項中「人事に関する事件その他の」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限及び懲戒処分に関すること。
- 二 社会教育委員その他の法令又は条例若しくは規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱に関すること。
- 三 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。
- 四 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。
- 五 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること。
- 六 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより、委員会又は知事その他関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。